

協議第42号

その他福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-13 その他福祉事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li><li>3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li><li>4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。</li><li>5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により合併時に再編する。</li><li>6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。</li></ol>	

「協議第42号 その他福祉事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22 - 13 その他福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。</p> <p>5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により合併時に再編する。</p> <p>6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。</p>

58

区分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
災害見舞金	<p>【災害見舞金】 自然災害・火災等により被害を受けた専ら住居に対して、見舞金を支給 全焼・全壊・流失・埋没 10万円 半焼・半壊・半流失・半埋没 5万円 床上浸水 3万円</p> <p>【災害弔慰金】 自然災害により被害を受けた住民に対し、災害弔慰金、災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。(国の制度に準じている。)</p>	<p>【災害見舞金】 自然災害・火災等により被害を受けた住居及び畜舎(倉庫など)に対して、見舞金を支給 全焼・全壊・流失・埋没 住宅5万円、畜舎等3万円 半焼・半壊・半流失・半埋没 住宅3万円、畜舎等2万円 床上浸水 住宅2万円</p> <p>【災害弔慰金】 自然災害により被害を受けた住民に対し、災害弔慰金、災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。(国の制度に準じている。)</p>	<p>災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
戦没者追悼式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 幾多の戦役において、国のために殉じた本町戦没者諸氏に対する追悼の誠を捧げ、平和への願いを新たにする。</li> <li>・開催日 毎年6月15日（ただし、6月15日が土曜日又は日曜日の時は、遺族会とも検討の上、直近の金曜日とする。）</li> <li>・主催 幕別町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 過ぎし幾多の戦役において、祖国の平和と繁栄を祈念しつつ尊い命を犠牲にされた本村戦没者諸氏に対する追悼の誠を捧げ、併せて遺族の安泰を祈願し、平和への願いを新たにする。</li> <li>・開催日 毎年8月20日</li> <li>・主催 忠類村</li> </ul>	幕別町の例により、合併時に統合する。
福祉バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要 福祉バス2台により、社会福祉団体の利用に対し運行する。</li> <li>・対象 老人クラブ連合会、町内単位老人クラブ 身体障害者福祉協議会及び母子会 遺族会及び手をつなぐ親の会 社会福祉協議会 民生委員協議会及び保護司会 社会福祉団体及び社会奉仕団体 町及び町行政機関が主催する事業に参加する個人及び団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要 福祉バス1台により、社会福祉団体等の利用に対し運行する。</li> <li>・対象 村の行う諸行事 議会が行う行事（議員活動） 忠類村特別職の職員の報酬及び費用弁償 条例に規定する委員会等の委員活動、研修、大会 団体の研修、大会等 老人クラブ、ナウマン大学、母子会、身体障害者分会、手をつなぐ親の会、遺族会、ゲートボール協会、社会福祉協議会、民生委員協議会、衛生協力会連合会、体育連盟、文化協会、スポーツ少年団、消防団 他 から 以外で村長が認めたもの</li> </ul>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
福祉バス (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方法 直営</li> <li>・バス使用料 無料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方法 直営、運転業務委託併用</li> <li>・バス使用料 無料</li> </ul>	
町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の位置 保健福祉センター内</li> <li>・役員 理事定数 15名 評議員定数 40名 監事定数 2名</li> <li>・職員 町派遣職員 2名 社協職員 10名 社協臨時職員 12名</li> <li>・事業内容 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 上記のほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 共同募金事業への協力 福祉金庫（法外援護資金）の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の位置 ふれあいセンター福寿内</li> <li>・役員 理事定数 10名 評議員定数 21名 監事定数 2名</li> <li>・職員 村派遣職員 1名 社協職員 2名 社協準職員 4名 社協臨時職員 3名</li> <li>・事業内容 法人運営事業 共同募金配分金事業 企画・広報活動事業 在宅福祉活動事業 地域福祉活動事業 ボランティアセンター事業 委託事業 老人デイサービス事業 資金貸付事業 心配ごと相談所事業 その他、法人の目的のために必要な事業</li> </ul>	<p>社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。</p> <p>団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努める。</p>



区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
町村社会福祉協議会 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅介護支援事業</li> <li>高齢者訪問給食事業</li> <li>外出支援事業</li> <li>布団洗濯乾燥事業</li> <li>軽度生活支援事業</li> <li>生きがい活動支援事業</li> <li>高齢者在宅介護支援事業</li> <li>重度身体障害者デイサービス事業</li> <li>福祉灯油</li> </ul> </li> <li>・財務状況 (平成15年3月31日現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部 <ul style="list-style-type: none"> <li>流動資産 29,868,296円</li> <li>固定資産 107,240,819円</li> <li>計 137,109,115円</li> </ul> </li> <li>負債の部 <ul style="list-style-type: none"> <li>流動負債 10,333,098円</li> <li>固定負債 3,508,320円</li> <li>計 13,841,418円</li> </ul> </li> <li>差引純資産 123,267,697円</li> </ul> </li> <li>・社会福祉基金への貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li>幕別町が幕別町社会福祉協議会の実施する福祉金庫会貸付業務を支援するために、その業務資金の一部を貸し付ける。(年度内に全額償還を受ける)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者在宅支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)給食サービス</li> <li>(2)訪問サービス</li> <li>(3)除雪サービス</li> <li>(4)布団乾燥サービス</li> </ul> </li> <li>高齢者生活福祉センター運営事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)老人デイサービス部門</li> <li>(2)居住部門</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・財務状況 (平成15年3月31日現在) <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の部 <ul style="list-style-type: none"> <li>流動資産 13,356,864円</li> <li>固定資産 42,697,689円</li> <li>計 56,054,553円</li> </ul> </li> <li>負債の部 <ul style="list-style-type: none"> <li>流動負債 8,891,530円</li> <li>固定負債 6,586,390円</li> <li>計 15,477,920円</li> </ul> </li> <li>差引純資産 40,576,633円</li> </ul> </li> <li>・社会福祉基金への貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li>該当なし</li> </ul> </li> </ul>	

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
生活困窮世帯見舞品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 幕別町に居住する生活困窮世帯に対し、見舞品を支給し必要な援助指導を行う。</li> <li>・支給対象世帯の決定 支給対象世帯の決定は、幕別町民生委員児童委員協議会の意見を徴して町長が決定する。</li> <li>・見舞品の支給 年2回支給、1回につき2千円程度の見舞品を支給。</li> </ul>	該当なし	幕別町の例により、合併時に再編する。
遺児援護金給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 生計中心者を失った遺児に対し、援護金を給付する。</li> <li>・援護金の支給 援護金は、遺児を扶養する者で、現に幕別町に住所を有する者に支給する。ただし、扶養する者がいない場合は、その遺児に支給する。</li> <li>・援護金の額 年36,000円</li> </ul>	該当なし	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
温泉入浴割引事業	<p>該当なし</p> <p>十勝幕別温泉ホテル緑館における町民割引サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 町民が割引料金で入浴できることにより、国民宿舎幕別温泉ホテルで実施していた福祉施策の継続を図ることを目的とする。</li> <li>・事業内容 町内全世帯に割引カードを交付し、町民はこのカードを提示することにより、大人800円（小人300円）のところ大人500円（小人200円）で入浴できる。町の支出はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 アルコ236村民割引入浴事業</li> <li>・目的 村民の健康保持増進及び村民相互のふれあいと憩いの場として、ナウマン温泉アルコ236を利活用すべく、70歳以上の高齢者、乳幼児を除いた村民全員に入浴割引券を給付する。</li> <li>・事業内容 村は、毎年4月1日から年度末までの間、温泉入浴割引券（50回分）を、希望する村民に対して給付（年度内1回限り、再発行なし）する。村民は、入浴1回につき1枚の割引券が利用でき、入浴料から100円の割引きとなる。村は、毎月、利用済み割引券の枚数分（月締め）に伴う入浴料を、温泉経営者に支出している。</li> </ul>	<p>合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。</p>



## その他福祉事業の取扱いに関する法令

### 社会福祉法（昭和26年法律第67号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 （略）

## 先進事例

### ふくやまし 福山市(広島県)

#### 各種福祉制度の取扱い

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。

福山市社会福祉協議会と新市町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

### たはらし 田原市(愛知県)

#### その他の福祉事業

その他の福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。

#### 社会福祉協議会

社会福祉協議会については、田原町の社会福祉協議会に統合できるよう調整に努める。

### なかし 那珂市(茨城県 合併予定 平成17年1月21日)

#### その他の福祉事業

- (1) 外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業は、那珂町の制度に統一する。また、罹災見舞金は、瓜連町の制度に統一する。
- (2) 福祉バス運営は、那珂町の制度に統一する。コースについては、合併時までに調整するものとする。
- (3) 瓜連町の人生功労章贈呈事業は、合併時に廃止する。

### ふじおかし 藤岡市(群馬県 合併予定 - 平成18年1月1日)

#### その他福祉制度の取扱い

略

生活保護関係の取扱いについては、国の制度に基づき実施するものとし、実施方法等については藤岡市の制度にならい施行する。

災害弔慰金及び災害援護資金貸付については、合併時に藤岡市の制度に統合する。また、罹災見舞金については、合併時に再編するものとする。

戦没者追悼式及び社会福祉大会については、従来からの経緯等に配慮しつつ、実施方法等を検討し、新市において再編する。

男女共同参画関係の取扱いについては、合併後に藤岡市の例にならい統合し、男女共同参画社会の実現を図るため事業の推進に努める。

略